**※以下の内容はあくまでも参考例です。どんなチームをめざすのか各チームで話題にしていただくことが重要です。**

（チーム名）運営方針

１ チームの目標

チームに所属するすべての子どもがバスケットボールの楽しさや素晴らしさを味わうことのできるチームを目指します。

＜チームスローガン＞ **※チームスローガンは必ずしも必要ありません**

 「一所懸命楽しくなる」「夢はきっとかなう」「今できることに全力を尽くす」

 「根っこが見える花はない」「努力は決して裏切らない！」

 「変化し続けること・諦めないこと・楽しむこと」 など

２ チームの基本姿勢 ※すべてを網羅する必要はありません

（１）日本バスケットボール協会（ＪＢＡ）及び福岡県バスケットボール協会（ＰＢＡ）が

定める各種規定等を順守します

（２）選手の人格と個性を尊重します

（３）暴言、罵声、選手を傷心させる言動等を本意，不本意に関わらず慎み，品格をもって指導にあたります

（４）ルールを守る，審判に従う，相手をリスペクトするなどフェアプレイ精神を育てます

（５）勝利を「目的」とせず，勝利は全ての選手が共有し合う「目標」とし，バスケットボールを楽しいと感じさせる「手段」と考えます

（６）末永くバスケットボールを愛する気持ちを持たせることを指導の第一目的とし，全ての選手に等しく精力を傾け，大人（指導者）の自己満足と自身の欲求達成の為の行動を否定します

（７）無限の可能性を秘めた大切な選手を授かる意識を常に持ち，けがや故障の予防安全と健康管理に万全を期します

（８）コミュニケーションを取りながら公平で民主的なチーム運営を心掛けます
（９）基本を忠実に選手の技術向上に全力を傾けます

（10）感謝の気持ちと礼儀作法を大切にし、元気で健やかな選手の育成に努めます

（11）指導者は選手の憧れになるような人格を磨きます

３ 本チームが対象とする児童について ※チームの方針に従って書き換えてください

（１）本チームは，○○小学校区に在籍する児童を対象とします

（２）校区外の児童が入会を申し込んできた場合は，入会を承認するかどうか役員会で検討します

４ 移籍について

（１）移籍については，ＪＢＡ及びＰＢＡの規定に従います

（２）移籍を行う場合は，役員会に申し出ることとします

（チーム名）規約

**※以下の内容はあくまでも参考例です。必要に応じて書き換えてください。すでに規約があるチームは，それを活用してください。**

第１章　名称

第１条　この会は，（チーム名）といい，事務局を○○内におく

第２章　目的

第２条　この会は，指導者と保護者が協力して，児童のバスケットボール技術の向上と健全育成な成長を図るために活動することを目的とする

第３章　活動方針

第３条　この会は，次の方針により活動する

（１）　会員の考えを尊重して，チーム運営や各種活動を行う

（２）　特定の政党や宗教には関係しない

（３）　営利を目的とする行為は行わない

　（４）　目的に応じて他の社会教育機関と協力する

第４章　会員

第４条　この会の会員について，次のように規定する

　（１）　資格

①本チームに在籍する児童及びその保護者

②児童の指導を行うコーチ及び運営に関わる関係者

　（２）　権利・義務

①会員は，平等の権利と義務を有し，会の活動に積極的に参加する

第５章　会費および経理

第５条　この会に参加する場合は，会費を毎月収めなければならない

（１）　会費の額は，総会で決定する

（２）　その他，会の活動に必要な費用は臨時に集めることがある

第６条　この会の経理は，次のように行う

（１）　運営費は，会費及びその他の収入をもってあてる

（２）　運営費は，総会で承認された予算に基づいて執行する

（３）　決算は，会計監査を経て総会で承認を得なければならない

（４）　会計年度は，４月１日から翌年の３月３１日までとする

第６章　役員及びその任務

第７条　この会には，次の役員をおく。

　　　　　責任者　　 １名　　　　　コンプライアンス担当　　１名

 コーチ 若干名 審判担当 １名

 事務局長 １名

 会計・書記 ２名

第８条　　役員の任務は、次のとおりとする。

（１）　責任者は，会務を統括し会を代表する。

（２）　コンプライアンス担当は，チーム内の暴力・暴言・パワハラ撲滅や規則順守に関する連絡・調整を行う

（３）　コーチは，選手に直接指導を行う

（４） 審判担当は，練習試合や公式戦において積極的に審判を担当する

（５） 事務局長は，会の運営に関する連絡・調整を行う

（６） 会計・書記は，会費を収納し総会で決議された予算を執行し，決算事務及び財産管理を行うとともに記録や文書等の保管を行う

第９条　　役員会は，役員を持って構成し，任務は次の通りとする

　（１）　会の運営を行う

　（２）　移籍に関する確認を行う

　（３）　関係諸機関との連絡調整を行う

　（４）　その他，緊急を要する要件について審議決定を行う

第１０条　役員の選任および任期は、次のとおりとする

（１） 役員は，総会において会員の中から選任する

（２） 役員の任期は，１年とする。ただし再任はさまたげないものとする

（３） 役員に欠員が生じた場合は，役員会で補充を検討する。なお，任期は，前任者の残任期間とする

（４） 役員は，前項に規定する任期期間が終了しても後任者が決定するまではその職務を負う

第７章　会計監査

第１１条　この会の会計を監査するために、２名の会計監査をおく。

第１２条　会計監査は、総会において監査結果を報告する。

第１３条　会計監査の任期及び選任方法は，役員の場合に準じる。会計監査は役員と兼任を認めない

第８章　総会

 第１４条 総会は，全会員で構成されるこの会の最高議決機関である

 第１５条 総会は，定期総会と臨時総会とする

（１）　定期総会は，年度初めに開催する

（２）　臨時総会は，下記の場合に開催する

①　全会員の５分の１以上から要請があった場合

②　役員会が必要と認めた場合

第１６条　総会では，前年度の活動報告・決算報告，当年度の活動計画・予算及び役員・会計監査の承認，規約の改正，その他の重要事項を審議し決定する

第１７条　総会は，会員の３分の１をもって成立とし，委任状は出席者に含める

議決は，出席者の過半数とする。

第９章　規約の改正

第１８条　この規約は，総会の承認を得て改正する。なお，規約改正にあたっては役員会が改正原案を作成するものとする

第１０章　会務先決

第１９条　この会の会務上の遂行途上で緊急な事態が発生したとき，またはこの規約に記載されていない事が発生した場合は，この会の規定に関わらず，責任者が先決処理することができる。その場合は，事後の役員会又は臨時総会で承認を得なければならない。

第１１章 補則

第２０条 この規約は，平成３１年４月１日より施行する